

ご尽力ありがとうございました

平成22年11月30日をもちまして、民生委員・児童委員を退任された方々です。地域のためにご尽力いただき、大変ありがとうございました。（敬称略・順不同）

民生委員・児童委員

両津地区

(両津中地区)

祝 末吉 宇佐美恵子

金子ウメノ 星野正晴

(両津東地区)

石川往雄 富樫俊子

藤井満男

(両津北地区)

齋藤 進 古川三重子

南藤賢吉 本間美智子

相川地区

大辻恵美子

村端ハル

佐和田地区

本間サカエ 戸田ひとみ

渡邊典子 藤澤エル子

江添岩雄 相田友一

菊池多慧子 末武正幸

金井地区

今井美代子

河島利雄

西澤壽美子

遠藤芳子

渡邊康子

神藏明美

新穂地区

森田正子

山城一雄

飯田 修

畑野地区

石川 隆

今井洋子

伊藤芳之

真野地区

佐藤淳悟

永倉妙子

佐々木昇

計良田彦左工門

羽茂地区

山田光子

北島浩子

島野 正

小木地区

安達鐵理

本間友直

赤泊地区

中川 壽枝

主任児童委員

両津東地区 藤岡慶子

相川地区 江沢和朋

佐和田地区 石井洋子

畑野地区 田中サエ子

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることは禁止されます。有権者が求めてもいけません。寄附禁止のルールを守って明るい選挙を実現しましょう。

政治家は有権者に寄附を贈らない！
有権者は政治家に寄附を求めない！
政治家から有権者への寄附は受取らない！

1 政治家の寄附禁止

政治家が選挙区内の人に対して寄附を行うことは、名義のいかんを問わず一切禁止されています。寄附をすると処罰されます。

※ 禁止されている寄附の一例

- ① 赤い羽根・緑の羽根共同募金への寄附
- ② 歳末たすけあい募金の寄附
- ③ 病院見舞い
- ④ 祭への寄附や差入れ
- ⑤ 地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差し入れ
- ⑥ 町内会の集会や旅行等の催物への寸志や飲食物の差入れ
- ⑦ 葬式の花輪、供花
- ⑧ 落成式、開店祝いの花輪
- ⑨ 入学祝いや卒業祝い
- ⑩ お中元やお歳暮

みんなで守ろう 『三ない運動』



政治家は選挙区内の人々に現金や祝品、あいさつ状などを出すことは禁止されています

2 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

有権者が政治家に対して寄附を出すよう勧めたり、要求したりすることは禁止されています。

3 政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役員や構成員である団体が政治家の氏名を表示して選挙に関し寄附すると処罰されます。

4 後援団体の寄附の禁止

後援団体が花輪、香典、祝儀などを出す処罰されます。

5 年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、年賀状等のあいさつ状を出すことが禁じられています。

6 あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体が、有料のあいさつ広告を出す処罰されます。

佐渡市選挙管理委員会